

公告

旧	新
<p>2 入札参加資格に関する事項</p> <p>入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。</p> <p>なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>(1) 旅行業法の規定に基づき登録された、国内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務委託先決定後、その受託をすることが可能であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。</p> <p>(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 本契約の財源である「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」補助金の交付元である経済産業省による指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有していること。</p> <p>(8) 過去に団体視察の案件の取扱実績があること。</p> <p>(9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び</p>	<p>2 入札参加資格に関する事項</p> <p>入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。</p> <p>なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>(1) 旅行業法の規定に基づき登録された、国内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務委託先決定後、その受託をすることが可能であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。</p> <p>(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有していること。</p> <p>(7) 過去に団体視察の案件の取扱実績があること。</p> <p>(8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年</p>

次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

入札関連書式【様式1】

旧	新
<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">入 札 参 加 届</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>佐賀県産業労働部再生可能エネルギー総括監 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">事務担当者氏名及び連絡先電話番号</p> <p>令和8年6月26日付けで公告のありました洋上風力発電事業に係る北海道への団体視察旅行手配業務委託に関する入札について、参加したいので届け出ます。</p> <p>なお、本届の記載事項については事実と相違ありません。</p> <p>また、下記の事項掲げる要件の全てを満たす者であることを誓約します。</p> <p>県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 旅行業法の規定に基づき登録された、国内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務委託先決定後、その受託をすることが可能であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。</p> <p>(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 本契約の財源である「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」補助金の交付元</p>	<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">入 札 参 加 届</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>佐賀県産業労働部再生可能エネルギー総括監 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">事務担当者氏名及び連絡先電話番号</p> <p>令和8年6月26日付けで公告のありました洋上風力発電事業に係る北海道への団体視察旅行手配業務委託に関する入札について、参加したいので届け出ます。</p> <p>なお、本届の記載事項については事実と相違ありません。</p> <p>また、下記の事項掲げる要件の全てを満たす者であることを誓約します。</p> <p>県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 旅行業法の規定に基づき登録された、国内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務委託先決定後、その受託をすることが可能であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。</p> <p>(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイから</p>

である経済産業省による指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者